

子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費の精算が過大

2件 不当金額(支出) 2975万円

1 交付金の概要

子どものための教育・保育給付交付金(平成29年度以前は子どものための教育・保育給付費国庫負担金)は、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども(以下「給付認定子ども」)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(これらを「民間保育所等」)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付金の交付額}} = \left(\boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{利用者負担額}} \right) \times \boxed{\text{国庫負担率}^{(注)}}$$

交付対象事業費

(注) 国庫負担率 29年度は1/2、30年度は1/2又は52.875/100、令和元年度は1/2又は55.2/100、2年度は1/2又は56.835/100

そして、この費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることとなっている。ただし、給付認定子どものうち教育給付に係る子ども(以下「1号認定子ども」)については、費用の額に一定の率を乗じて当該合計額を減額することとなっている。

また、認定こども園については、当該施設において延長保育事業等の所定の事業等を複数実施するなどの要件を満たさない場合には、基本分単価等を減額することとなっている。

2 検査の結果

2県の2事業主体は、誤って、1号認定子どもについて費用の額に一定の率を乗じて減額していなかったり、認定こども園において所定の事業等を複数実施するなどの要件を満たしていないのに基本分単価等を減額していなかったりしており、費用の額を過大に算定していたため、交付対象事業費が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計2975万円が不当と認められる。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交 付金交付額	不当と認め る事業費	不当と認め る交付 金相当額
神奈川県	茅ヶ崎市	子どものための教育 ・保育給付交付金	平成29～ 令和2	144億8721万 円	75億9852万 円	1960万 円	980万 円
大分県	国東市	同	2	6億5642万	3億4794万	3990万	1995万
計	2事業主体			151億4363万	79億4647万	5950万	2975万